

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 技術解説書・手引きの作成/福祉事務所向け説明会の開催

①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務
所向け説明会の開催

③周知資料/リーフレ
ットの公開

令和4年7月・8月に福祉事務所向け説明会を開催し、福祉事務所向け技術解説書・手引き等の内容を説明しました。説明会の開催にあたっては、事前にアンケートを収集し、福祉事務所の不明点を潰してむことを意図しました。

福祉事務所向け説明会の開催形態

概要	<ul style="list-style-type: none">医療扶助のオンライン資格確認の概要技術解説書に係る説明手引きに係る説明お問合せ方法のご案内 等
対象者	<ul style="list-style-type: none">福祉事務所、福祉事務所システムベンダ
日程	<ul style="list-style-type: none">第1回目：2022年7月第2回目：2022年8月
会場	<ul style="list-style-type: none">貴省会議室（事務局）
開催方法	<ul style="list-style-type: none">オンライン開催（開催方法）Youtube配信
資料・記録等の掲載	<ul style="list-style-type: none">説明会の様子は映像にて記録を行い、資料とともにポータルサイトに掲載した

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 技術解説書・手引きの作成/福祉事務所向け説明会の開催

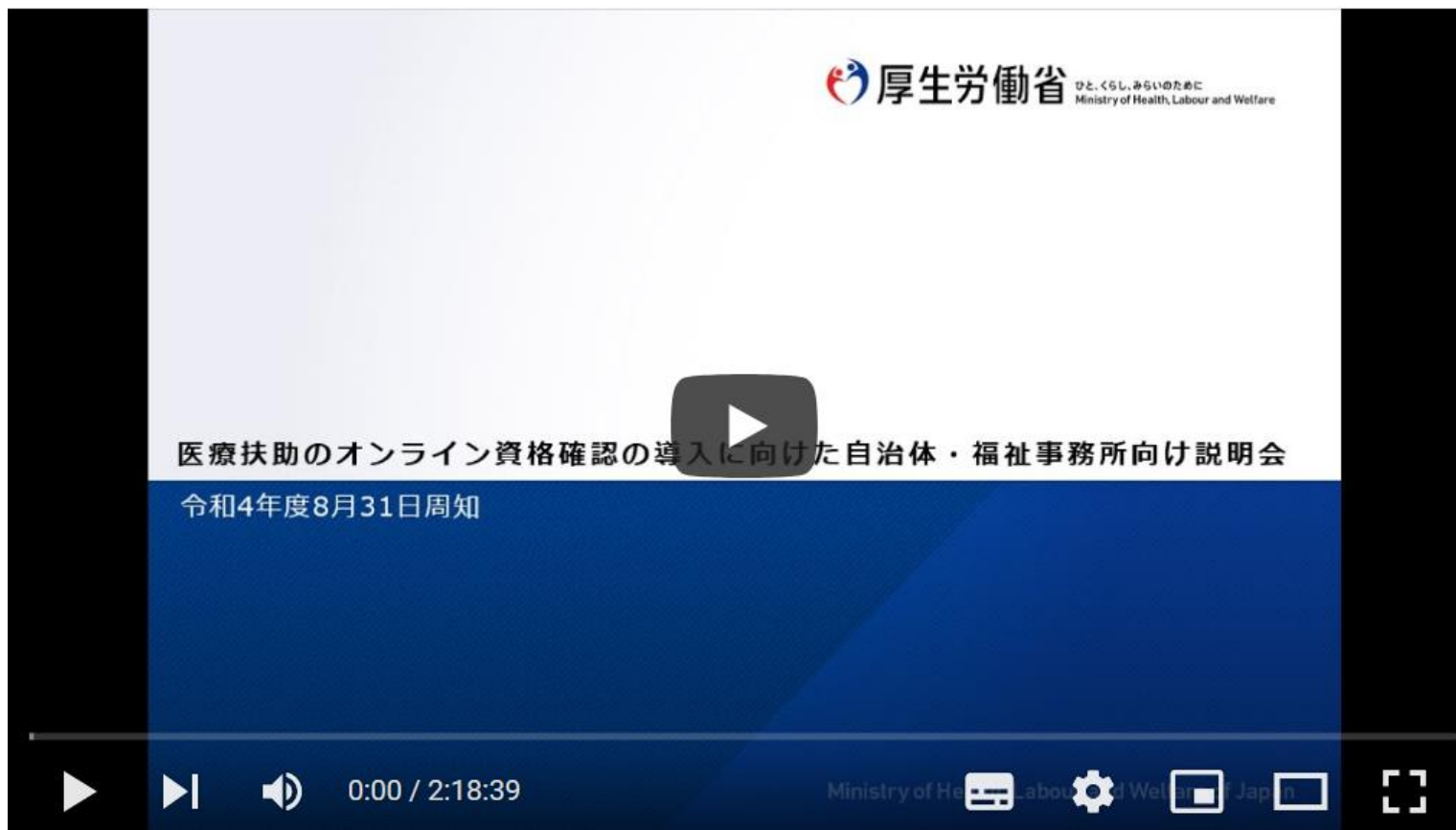
①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務
所向け説明会の開催

③周知資料/リーフレ
ットの公開

前頁の続き。

福祉事務所向け説明会の動画



<https://www.youtube.com/watch?v=tVNgyrZaPh0>

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 周知資料/リーフレットの公開

①福祉事務所向けポータルサイトの運営/問合せ対応

②技術解説書・手引きの作成/福祉事務所向け説明会の開催

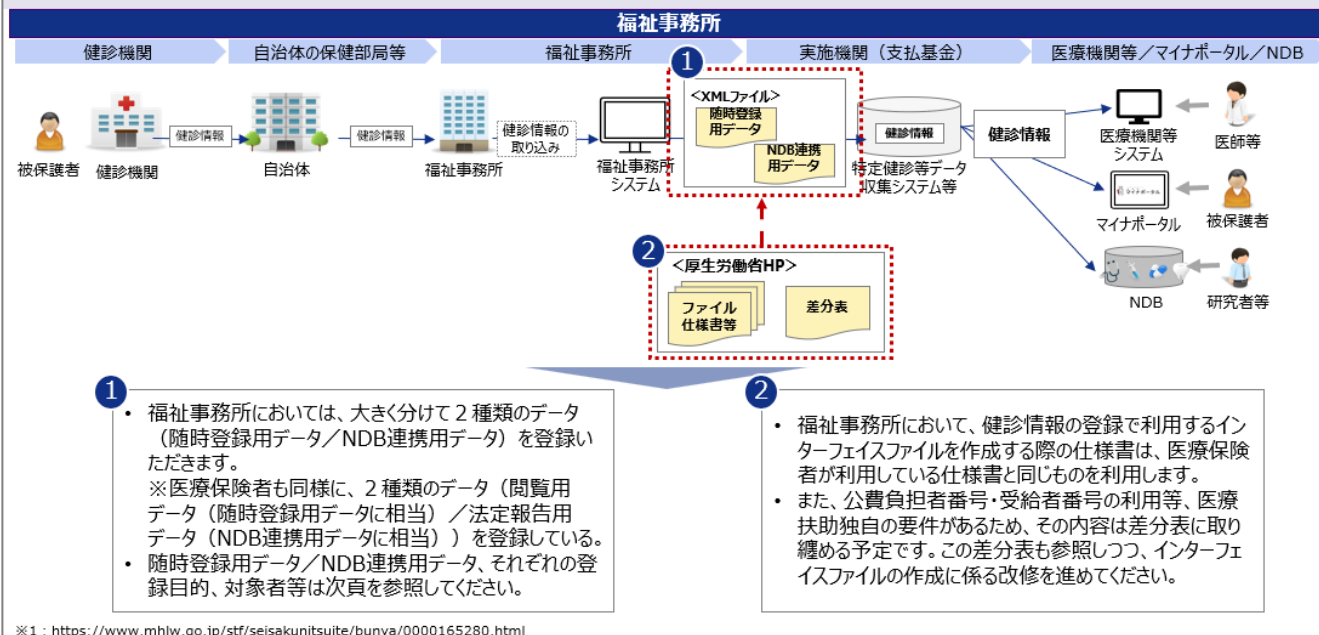
③周知資料/リーフレットの公開

令和4年7月・8月の福祉事務所向け説明会以降も、福祉事務所への周知資料の作成・公開を実施しました。具体的には、説明会の時点で「今後資料を公開予定」となっていた、健診情報の登録に係る周知資料等の公開を実施しました。

健診情報の登録に係る周知資料

前提 / 健診情報の登録の概要 — XMLファイル作成の考え方

- 福祉事務所においては、医療保険者と同じ仕様書及び差分表を確認していただき、健診情報の登録で利用するインターフェイスファイルの作成に係るシステム改修を進めていただきます。
- なお、医療保険者が利用している仕様書は、令和6年度以降利用する仕様書として更新が予定されているため、現時点では参考として平成30年度～令和6年度の期間に利用する仕様書※1をご確認ください。
※平成30年度～令和5年度の仕様書⇔令和6年度以降の仕様書は大きく変更ない見込みです。



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.4. 周知資料/リーフレットの公開

①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務所
向け説明会の開催

③周知資料/リーフ
レットの公開

福祉事務所向けの周知資料以外にも、被保護者向けの資料の作成・公開も実施しました。具体的には、被保護者のマイナンバーカードの取得を促進するためのリーフレットを公開しました。他にも福祉事務所に申し出が必要なフラグの設定に係る資料（案）の作成も実施しました。

被保護者のマイナンバーカードの取得に係るリーフレット

**令和6年3月から、
医療機関・薬局の窓口において、
生活保護受給者はマイナンバーカードを
医療券・調剤券として使えるようになります**

マイナンバーカードで医療券・調剤券が確認できる仕組み

お住まいの地域の福祉事務所の職員が、生活保護受給者の情報や医療券・調剤券情報を事前に管理システムへ登録することで、医療機関・薬局において生活保護受給者の情報を確認することができるようになります。受給者番号などの資格情報、医療券・調剤券情報のほかに、本人の同意があれば診療情報や薬剤情報、健診情報が確認できます。

1 福祉事務所の職員が管理システムへ情報の登録を行う

2 医療機関・薬局で情報を閲覧できる

できるようになること

自身の健康管理に役立ちます。
マイナポータルで自身の診療情報や薬剤情報、健診情報を閲覧できるようになります。

より良い医療を提供します。
本人の同意があれば、初めて行く医療機関・薬局でもこれまでの診療情報や薬剤情報、健診情報を医師等と共有できるようになります。

画面も見てね

利用のために準備が必要です

1 マイナンバーカードを持っていますか？

マイナンバーカードを取得していただく必要があります。

QRコード付き交付申請書をお持ちの方はオンライン申請がおすすり！

マイナンバーカード総合サイトから手書き用交付申請書と封筒がダウンロードできます！

<郵送申請の手順>

- 1 交付申請書に必要な事項を記入
- 2 6か月以内に撮影した顔写真を貼り付ける
- 3 封筒に入れて郵送し、申請完了

<スマートフォンによるオンライン申請の手順>

- 1 スマートフォンで顔写真を撮影
- 2 交付申請書のオンライン申請用QRコードを読み取り、リンク先のサイトでメールアドレスを登録
- 3 届いたメールに従って申請手続を進めて、申請完了

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

お持ちのパソコンや、証明写真機でも申請できます

マイナンバーカードへのよくあるご質問

Q マイナンバーを見られるのが不安です
A 医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続きすることはできない仕組みになっています。

Q マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？
A 医療券・調剤券として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などのプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落したり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でマイナンバーカードの一時利用停止を受け付けています。(マイナンバー総合フリーダイヤル) 0120-95-0178

2 利用申し込みは行いましたか？

マイナンバーカードを医療券・調剤券として利用するためには、申し込みが必要です。マイナポータルや医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー等で申し込みできます。

<マイナポータルからの申し込み手順>

- 1 「マイナポータル」を起動する
- 2 「(利用を) 申し込む」を押す
- 3 利用規約を確認して、同意する
- 4 マイナンバーカードを読み取り、申し込み完了

マイナポータルで簡単に利用申し込みできます

※利用開始は令和6年3月です。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.5. 福祉事務所向けの周知実績

令和4年度の福祉事務所向けの主な周知実績を以下に整理しました。

福祉事務所向けの主な周知実績

	主な周知内容	
令和4年7月	技術解説書公開	○ 周知ポイント。 … 次頁以降で詳細説明。
	第1回説明会動画公開	
	第1回説明会后アンケート	
令和4年8月	第2回説明会動画公開	1 福祉事務所の意見を踏まえた第2回説明会の実施
	第2回説明会后アンケート	2 福祉事務所からの問合せに対する回答の共有
令和4年9月	お問合せ・アンケートへの回答一覧公開	
令和4年10月	外部インターフェイス仕様書（暫定版）公開	
	外部インターフェイス仕様書（暫定版）へのご意見収集	
令和4年11月	ネットワーク接続方式及びネットワーク回線事業者一覧公開	
令和4年12月	外部インターフェイス仕様書（確定版）公開	
令和5年1月	資格情報等の登録に向けた準備に関する周知資料公開	3 資格情報等の登録準備（データクレンジング）の働きかけ
	福祉事務所向けリーフレット（マイナンバーカードの取得促進・初回登録等）公開	5 福祉事務所向けリーフレット
	健診情報の登録に係る周知資料公開	4 健診情報の登録に係る周知
令和5年2-3月	福祉事務所向けリーフレット（各種フラグの設定等）	5 福祉事務所向けリーフレット

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.5. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

1 福祉事務所の意見を踏まえた第2回説明会の実施

背景

- 第1回説明会動画の公開後に、説明会の内容に関する意見を収集するため福祉事務所向けのアンケートを実施した。
- その中で、福祉事務所において新規導入が必要となる統合専用端末/自治体への補助金に関する質問を多数受領した。

対応

- 第2回説明会動画を公開することとし、その中で統合専用端末の必要性を再度説明し、端末の要件（メモリ/OS等）等も説明した。また、厚生労働省から補助金の考え方（補助の対象等）の詳細を説明した。
- 第2回説明会動画の公開後、第1回と同様に福祉事務所からアンケートを受領した。※関連事項を下記②の通り。

2 福祉事務所からの問合せに対する回答の共有

背景

- 第1回説明会、第2回説明会動画の公開後、アンケート及び問合せで福祉事務所から多数の問合せが寄せられた。
- 問合せには、複数の福祉事務所から共通的な内容のものも多く見受けられた。

対応

- 第1回説明会、第2回説明会動画の公開後、アンケート及び問合せで受領した質問のうち、多くの福祉事務所から寄せられた共通性の高い問合せ等を一覧化して、福祉事務所向けポータルサイトで公開した。
- 全ての福祉事務所に関係するものを一覧化して、福祉事務所向けポータルサイトで公開した。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.5. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

3 資格情報等の登録準備（データクレンジング）の働きかけ

背景	<ul style="list-style-type: none">第1回説明会の中で、資格情報が誤った個人に紐付き他人の情報が閲覧できてしまうリスクを回避するために、福祉事務所における受給者番号の固定化に係る対応を徹底する必要がある旨を説明した。一方で、説明会の動画では伝えられる情報量に限界がある中、データクレンジングは非常に重要な事項であるため、通知等による詳細な周知が必要との意見があった。
対応	<ul style="list-style-type: none">自治体に向けて、データクレンジングの観点（受給者番号の固定化、資格情報⇔医療券/調剤券情報間の整合性の確保等）を纏めた通知を発出し、詳細な内容の周知と対応の徹底を求めた。※ 資格情報等の登録準備（データクレンジング）は、下記の通り今後も段階的に周知を行う予定。<ol style="list-style-type: none">福祉事務所向けデータ整備に関する周知（令和5年1月）⇒資格情報等の登録準備の全体像、個別の対応を整理。データ登録における誤入力の例（令和5年2月）⇒データ項目レベルの設定誤り事例を整理。チェックツール/チェックツール利用方法（令和5年4月）⇒インターフェイスファイルの作成に係るチェックで利用。

4 健診情報の登録に係る周知

背景	<ul style="list-style-type: none">健康増進法に基づく健診情報は、福祉事務所システムから特定健診等データ収集システムへ登録される。このため、医療保険者等向け中間サーバー等とは異なる仕様書に基づき改修を進める必要がある。また、健康増進法に基づく健診は、特定健診の項目等と同様であるため、医療保険者が行う特定健診データの登録手順（仕様書等も含む）を参考にして、福祉事務所において健診データの登録を行う必要がある。なお、医療保険者が利用する仕様書等は、第4期特定健診・特定保健指導の見直しに併せて更新される見込みであるため、上記の更新内容が確定次第、福祉事務所におけるシステム改修を進める段取りとする。
対応	<ul style="list-style-type: none">上記の背景及び福祉事務所における対応事項を整理した周知資料を2023/1に公開した。健診情報の登録に係る福祉事務所の対応については、下記の通り今後も段階的に周知を行う。<ol style="list-style-type: none">健診情報の登録に係る周知資料（第1版）（令和5年1月）⇒健診情報登録の全体像、福祉事務所の対応を整理。健診情報の登録に係る周知資料（第2版）（令和5年3～4月）⇒インターフェイスファイル作成に係る資料を整理。第3版以降の更新（令和5年4月～）⇒テスト内容等の詳細が固まり次第適宜更新して周知資料を公開。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.5. 福祉事務所向けの周知実績

前頁の続き。

5 資格情報等の登録準備（データクレンジング）の働きかけ

背景

- 福祉事務所のシステム改修/運用等に必要な資料は福祉事務所ポータルサイトにて公開を進めている。
- 今後、運用開始を迎えるにあたって被保護者の医療扶助のオンライン資格確認の理解を促進し、マイナンバーカードの取得及び初回利用登録を進める必要がある。
- 上記の対応にあたって、福祉事務所職員から被保護者への段階的な働きかけが必要である。

対応

- マイナンバーカードの取得/利用申込みに係るリーフレットは公開済みである。
- 福祉事務所向けリーフレットの公開については、下記の通り今後も段階的に周知を行う。
 - リーフレット（マイナンバーカードの取得/利用申込み等）（令和5年1月）
 - 不開示フラグ/自己情報提供不可フラグ/健診情報の提供同意フラグに関する福祉事務所向け周知資料（令和5年3月～4月）
 - リーフレット（不開示フラグ/自己情報提供不可フラグ/健診情報の提供同意フラグ）（令和5年3月～4月）
 - リーフレット（資格確認実績ログ/マイナポータルの利用方法）（令和5年12月）

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.1. 医療機関・薬局向け周知広報の対応ステップ

医療機関・薬局システムベンダの対応負荷を軽減するため、事前に医療機関・薬局システムベンダの団体（XXXXXXXXXX）と技術解説書の記載内容の摺合せを実施しました。また、医療機関・薬局システムベンダ向けの説明会は、訪問業態等のオンライン資格確認と合同で開催することで、関係者の負荷軽減を図りました。なお、合同開催については、個別開催より参加者を増加させることも意図しました。

医療機関・薬局向け周知広報の対応ステップ

① 医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

- 医療機関・薬局システムベンダ向けの技術解説書の作成にあたって、事前に医療機関・薬局システムベンダの団体に記載内容の事前説明等を行いました。
- また、上記と並行して貴省内の他部局との調整も実施しました。

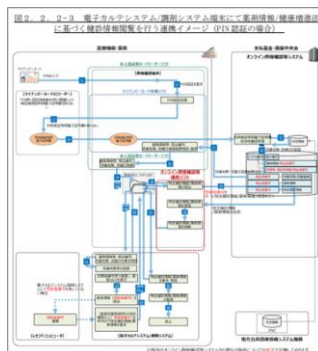
② 技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

- 医療機関・薬局システムにおける改修内容を整理した技術解説書を作成しました。
- また、医療機関・薬局における対応事項を整理した手引き（案）を作成しました。
- 上記の資料等について、オンラインで説明会を開催しました。なお、説明会は訪問業態等のオンライン資格確認の説明会と合同で開催しました。

③ 周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

- 説明会で利用した資料を医療機関等ONSに公開しました。また、変更が生じた資料は適宜掲載資料の更新を行いました。
- 医療機関等ONSでシステムベンダから問合せがあった際は、弊社で回答文案を作成しました。

- 委託先資格情報の一括取得ファイルのデータ項目の追加
委託先資格情報の一括取得の際、前回取得した時点からデータにアップデートがあるかの判断するためのTimestamp等が連携される医療機関・薬局の利用性が向上する。
⇒最終更新日の項目を追加予定。2023年1月末頃に情報開示予定の外部インターフェース仕様書で具体を反映予定。
- 委託先資格情報の一括取得における初回登録未実施の被保険者の情報閲覧可否
委託先資格情報の一括取得の際、マイナンバーカードの初回登録未実施の被保険者の情報が閲覧できるか不明である。
⇒委託先資格情報の一括取得では、マイナンバーカードの初回登録未実施の被保険者の情報も取得できる。
- 生年月日不明の被保険者分の「生年月日」欄の取り扱い
生年月日不明の被保険者分の資格情報等を登録する際、推定年齢を登録するのかわかり「1900-01-01」を登録するか、レセプト連携となる生年月日の登録を求めると対応が必要。
⇒現行の運用の中で、推定生年月日を登録している被保険者の情報については、医療扶助のオンライン資格確認導入後も継続して当該推定生年月日を医療保険者等向け中間サーバー等に登録する。
※運用等の整理案：P14 (1-12) を更新。



2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.2. 医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

■■■■との事前調整では、技術解説書・別紙のドラフトを説明しました。特に、医療扶助のオンライン資格確認の独自機能である、未委託時の資格確認・資格情報の一括取得機能の導入背景・仕組みを説明し、システムベンダの不明点の潰しこみを意図しました。

事前調整時の質疑・対応方針

① 委託先資格情報の一括取得ファイルへのデータ項目の追加

委託先資格情報の一括取得の際に、前回取得した時点からデータにアップデートがあるのか判断するためのTimestamp等が連携されると医療機関・薬局の利便性が向上する。

⇒最終更新日の項目を追加予定。2023年1月末頃に情報開示予定の外部インターフェース仕様書で具体を反映予定。

② 委託先資格情報の一括取得における初回登録未実施の被保護者の情報閲覧可否

委託先資格情報の一括取得の際に、マイナンバーカードの初回登録未実施の被保護者の情報が閲覧できるのか不明である。

⇒委託先資格情報の一括取得では、マイナンバーカードの初回登録未実施の被保護者の情報も取得できる。

③ 生年月日不明の被保護者分の“生年月日”欄の取り扱い

生年月日不明の被保護者分の資格情報等を登録する際に、推定年齢を登録するのか/“1900-01-01”を登録するのか、レポート請求における生年月日の登録も含めて検討が必要。

⇒現行の運用の中で、推定生年月日を登録している被保護者の情報については、医療扶助のオンライン資格確認導入後も継続して当該推定生年月日を医療保険者等向け中間サーバー等に登録する。

※運用等の整理案：P14（1-12）を更新。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.2. 医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

前頁の続き。

事前調整時の質疑・対応方針

<その他、技術解説書の記載内容等へのコメント>

- 技術解説書（P26）：既に照会番号を設定している場合は、医療保険 → 医療扶助間で資格が異動しても、オン資システム内で自動で紐付されるため、再度照会番号を設定する必要はない。また、被保険者番号等 + 受給者番号等の両方の登録が必要になると誤解される可能性がある。
⇒「※受給者番号”も”」→「※受給者番号”を”」に修正
- 技術解説書（P28）：薬剤情報等をオン資システムに要求する際のキー情報は受給者番号だけではないはず。全て記載してくれると認識誤りが低減されると思う。
⇒「受給者番号等」→「公費負担者番号・受給者番号」に修正
- 運用等の整理案（P10）：オン資の枠組みの中で、医療機関等システムで許容されている文字コードはShift JIS + UTF-8であるため、その内容を明記してほしい。P10の内容が福祉事務所向けであることは理解した。
⇒上記の内容を運用等の整理案に追記する。※運用等の整理案：P18（3-10）に追記
- 未来月の医療券/調剤券情報も登録される認識だが、マイナンバーカードによるオンライン資格確認では、照会日時点で**有効**な医療券/調剤券情報のみ返却される認識で齟齬ないか。
⇒有効の定義：照会日が有効開始年月日・有効終了年月日間に含まれる。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.3. 技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

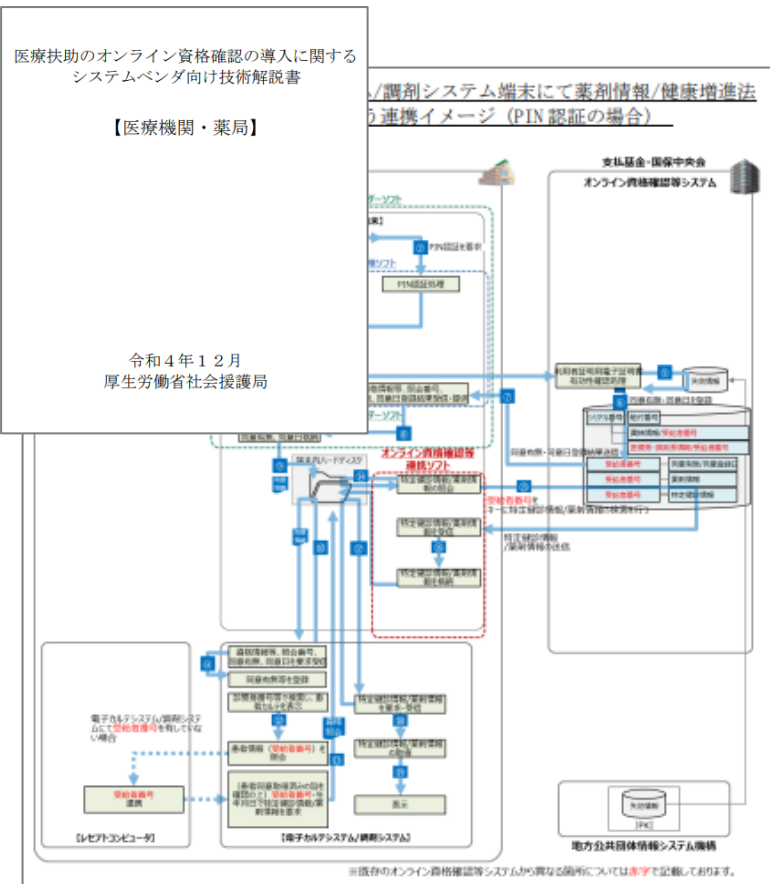
②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

医療機関・薬局システムの改修で必要な対応事項を整理した「医療機関・薬局システムベンダ向け技術解説書」を作成しました。また、技術解説書の本紙だけでは整理できないイメージ図等を別紙として作成し、医療機関・薬局システムベンダの理解の醸成を意図しました。

医療機関・薬局システムベンダ向け技術解説書の作成

技術解説書の本紙

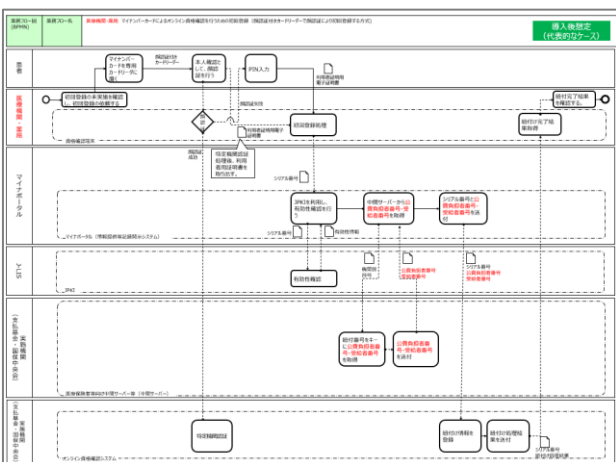


技術解説書の別紙

医療扶助のオンライン資格確認に関する運用の詳細 (Ⅲ)
 項目 3-4：未委託の医療機関等での資格情報等の閲覧 (2/4)

- 医療扶助の適切な利用を促進するために、未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、メッセージを表示する機能及び受給者番号等を非表示とする機能については、実装必須の機能とする。

委託先の医療機関等での資格確認時の表示画面(イメージ)	未委託の医療機関等での資格確認時の表示画面(イメージ)
<p>○: この資格は有効です。</p> <p>照会番号: 0000001 医療者番号: 12000001 福祉事務所: ○市福祉事務所 受給者番号: 1010001 氏名: 生保一部 性別: 男 生年月日: 平成2年1月15日 医療者(調剤担当): 医療部 診療年月: 令和4年7月 指定医療機関名: ●●医療機関 単独/併用別: 単独 有効開始年月日: 令和4年7月1日 有効終了年月日: 令和4年7月31日 傷病名1: XXX 傷病名2: XXX 傷病名3: XXX</p>	<p>○: この資格は有効です。(医療者/調剤情報非表示時)</p> <p>照会番号: 0000001 医療者番号: 12000001 福祉事務所: ○市福祉事務所 受給者番号: - 氏名: 生保一部 性別: 男 生年月日: 平成2年1月15日 医療者(調剤担当): - 診療年月: - 指定医療機関名: - 単独/併用別: - 有効開始年月日: - 有効終了年月日: - 傷病名1: - 傷病名2: - 傷病名3: -</p>



2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.3. 技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

技術解説書の別紙として、医療扶助のオンライン資格確認の独自機能の説明を抽出した「差分」資料を作成することで、医療保険のオンライン資格確認との違いを把握しやすくなるように配慮しました。

「差分」資料

差分のイメージ図

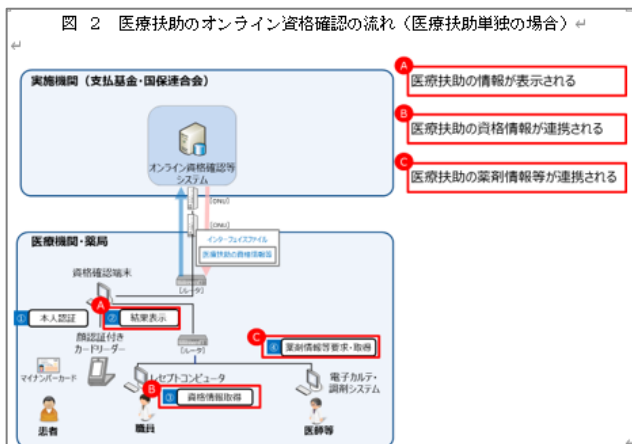
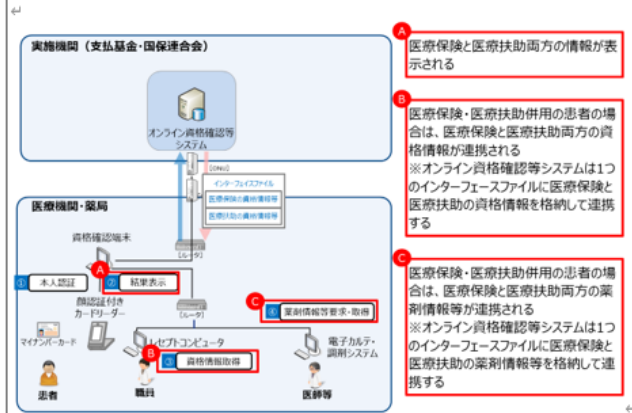


図 3 医療扶助のオンライン資格確認の流れ（医療保険・医療扶助併用の場合）



差分の対応表

大分類	小分類	業態ごとの比較		本紙位置
		医療保険	医療扶助	
マイナンバーカード	同意・登録	医療機関等窓口にて、確認証付きカードリーダーによる確認証または暗証番号入力を行った後に、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、同意登録、資格情報の取得を行います。	医療保険と同様。	2.2.1
	資格確認	また、資格情報の取得の際には別途情報の要求は行わず、自動で取得可能となります。	医療保険と同様。 ※医療扶助の資格情報を取得可能となります。 また、医療保険・医療扶助併用の場合、医療保険・医療扶助両方の資格情報を取得可能となります。	
健康保険証		健康保険証の被保険者証記号・番号等を利用してレセプトコンピュータ等から照会します。	医療券/調剤券の受給者番号等を利用してレセプトコンピュータ等から照会します。 ※医療扶助の資格情報を取得可能となります。	2.2.1
事前確認における一括照会		医療機関・薬局のレセプトコンピュータ等に既に登録されている患者の資格情報の有効性をレセプトコンピュータ等から複数の患者の被保険者証記号・番号等で一括照会します。（薬剤情報、特定健診等情報の取得は不可）	医療機関・薬局のレセプトコンピュータ等に既に登録されている患者の資格情報の有効性をレセプトコンピュータ等から複数の患者の受給者番号等で一括照会します。（薬剤情報、特定健診等情報の取得は不可）	2.2.1
(追加機能)委託先資格情報の一括取得		—	医療機関コード等を利用してレセプトコンピュータ等から自機関が委託先医療機関・薬局として登録された医療券/調剤券情報（資格情報を含む）を一括で取得します。 ※医療保険・医療扶助併用の場合も、医療扶助の資格情報のみ取得可能となります。	2.2.1
薬剤情報、特定健診等情報の閲覧	同意・登録	医療機関等窓口にて、確認証付きカードリーダーによる確認証または暗証番号入力を行った後に、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、閲覧同意を取得します。（上記資格確認と同様）	医療保険と同様。	2.2.2

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.3. 技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

貴省の保険局で検討されている訪問業態等のオンライン資格確認と合同で医療機関・薬局システムベンダ向けの説明会を開催しました。

医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催形態

概要	<ul style="list-style-type: none">医療扶助のオンライン資格確認の概要技術解説書に係る説明お問合せ方法のご案内
対象者	<ul style="list-style-type: none">医療機関等システムベンダ
日程	<ul style="list-style-type: none">第1回目：2022年12月
会場	<ul style="list-style-type: none">弊社会議室
開催方法	<ul style="list-style-type: none">オンライン開催（開催方法）Youtube配信
資料・記録等の掲載	<ul style="list-style-type: none">説明会の様子は映像にて記録を行い、資料とともに医療機関等ONSに掲載した。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.3. 技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

前頁の続き。

医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の動画



<https://www.youtube.com/watch?v=yi6qlqxUZw8>

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

医療機関・薬局システムベンダ向けの技術解説書及びその別紙は、医療機関・薬局システムベンダが参加する医療機関等ONS（Webサイト）に掲載しました。支払基金等との調整で更新があった場合は、資料を更新し、適宜最新版の資料を医療機関等ONSに掲載しました。

医療機関等ONS

医療機関等ONS

お知らせ Q&A お問合せ 障害報告 お問合せ・障害報告確認 使い方

医療機関・薬局システムベンダ様へ

本サイトは、医療機関・薬局システムベンダー様向けにオンライン資格確認等システムの導入に係る情報提供することを目的としたサイトです。本サイトは外部公開を目的としたサイトではありません。無断でのURLの転用はご遠慮ください。

キーワード検索

お知らせ
社会保険診療報酬支払基金及び関係機関からのお知らせ・連絡事項等が表示されます。

Q&A
オンライン資格確認等システムの導入に関して頂いたご質問をQ&A形式で確認することができます。

お問合せ
サービスデスクにお問合せいただけます。

お問合せ状況確認
サービスデスクにお問い合わせ頂いた案件の状況を確認いただけます。

お知らせ	Q&A	依頼中アンケート
<p>【連絡】 配信アプリケーションの配信再開について 1. お知らせ・3日前</p> <p>【お知らせ】 令和3年4月1日（木）の医療機関ベンダ向け説明会の資料掲載、および問合せ方法について 1. お知らせ・7日前</p> <p>【連絡】 Windows Updateの誤開放について</p>	<p>顔認証付きカードリーダーアプリケーションがアップデートされません。対応方法を教えてください。 F_その他・22日前</p> <p>配信アプリケーションのダウンロードページを教えてください。 F_その他・22日前</p>	<p>回答できるサーベイはありません</p>

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.4. 周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

①医療機関・薬局システムベンダとの事前調整

②技術解説書・手引きの作成/医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

③周知資料の公開/周知チャネルによる問合せ回答

医療機関等ONSで受領した問合せについては、弊社からの回答文送付を基調にしつつ、補助金等に係る問合せについては、貴省とも協力して回答文の作成・送付を実施しました。

問合せの対応イメージ

■ 問い合わせ

新規問い合わせ

システムに接続できない・エラーが表示された等の問い合わせはこちら

※本問合せフォームは、オンライン資格確認システムへの導入に係るお問い合わせについて受け付けております。
 ※得意ごとの問合せがござりますので、予めご了承ください。また、個人情報等の機密性の高い情報は記載しないよう、ご留意ください。
 ※お問合せは、一つの内容につき、結果までお願いいたします。

カテゴリ
 一括して

タイトル

問合せ内容

添付ファイルを選択

既存のお問合せのカテゴリに、本事業に係るカテゴリを追加しました。

■ Q&Aの閲覧

結果の絞り込み 47結果

表示中: Q&A X A/バックアップソフトの取替 X

すべてクリア

検索結果

バックアップソフトの取替

お問い合わせ

お問い合わせ

バックアップソフトの取替

お問い合わせ

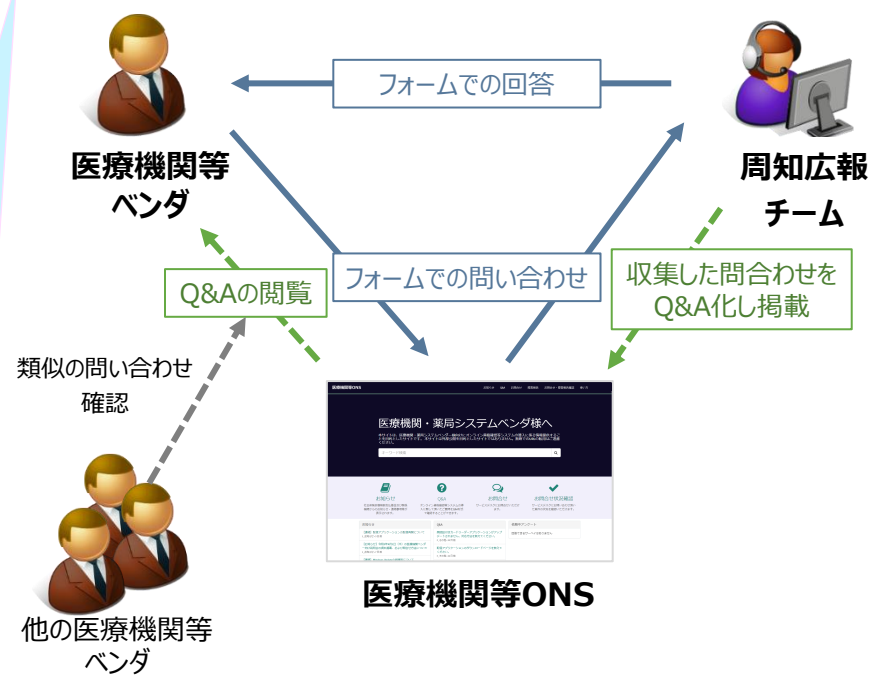
バックアップソフトの取替

お問い合わせ

バックアップソフトの取替

お問い合わせ

QA検索の際は、フィルターがけやカテゴリ分類が可能であり、オンライン資格確認事業に係る他事業におけるQAがある状況でも、容易に本事業に係るQAが検索できます。



2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.5. 医療機関・薬局向けの対応

本業務の開始時は医療機関・薬局向けの周知を令和4年度から開始する方針あったものの、医療関係団体（三師会）及び医療機関・薬局システムベンダへのヒアリング結果も踏まえ、令和5年6月から周知を開始する周知計画に変更しました。

そのため、医療機関・薬局向けの周知は最低限にとどめる対応としました。以下の通り、貴省HPに医療扶助のオンライン資格確認の開始予定を掲載することとしています。

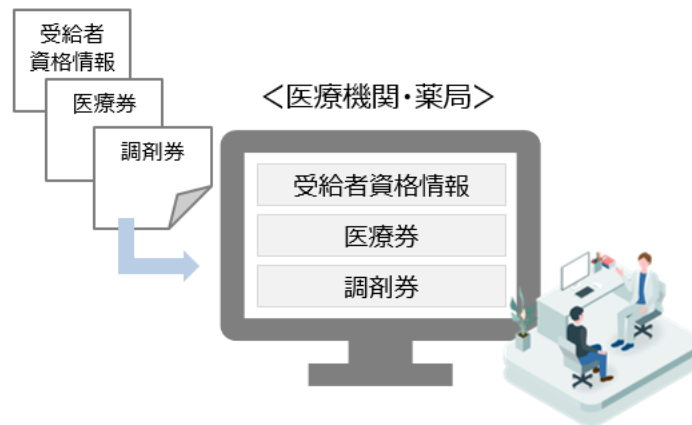
医療扶助のオンライン資格確認の開始連絡

オンライン資格確認等システムにおいて、令和6年3月より

生活保護受給者の資格情報の確認がオンラインで可能となります

医療機関・薬局において、

- 医療保険のオンライン資格確認の仕組み（機器やネットワーク回線）を活用し、生活保護受給者の資格情報および医療券・調剤券情報をオンラインで確認出来るようになります。
- 生活保護受給者の同意のもと、併せて診療/薬剤情報・健診等情報が閲覧可能になります。



※生活保護受給者のオンライン資格確認の導入にあたり、オンライン資格に対応しているレセプトコンピュータ等に対し、一部改修が必要となります。改修については、システム事業者にお問い合わせください。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

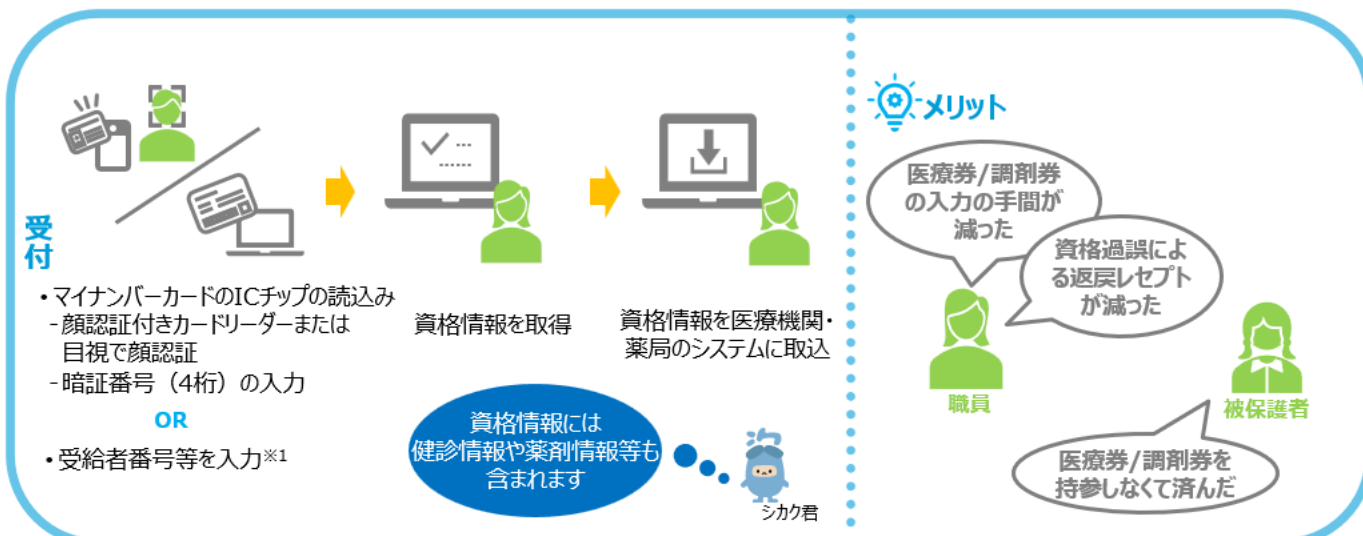
2.3.5. 医療機関・薬局向けの対応

本業務の成果物となっている医療機関・薬局向けの手引き（案）を作成しました。この資料については、令和5年度以降の医療機関・薬局向けの周知が開始した後医療機関等ポータルサイト等に掲載を予定する予定です。

医療機関・薬局向けの手引き（案）

医療機関・薬局で変わること①

- 被保護者の資格情報等をオンラインで確認することにより、医療機関・薬局の窓口で**直ちに資格確認が出来るようになります。**
- 福祉事務所から委託を受けている被保護者かどつかを即時に確認することが可能となり、**レセプト返戻が減ります。**また、**窓口の入力の手間も減ります。**
- 医療機関・薬局においては、**被保護者の同意のもと、健診情報や薬剤情報等が閲覧可能になります。**



※1 受給者番号等にて資格確認を行う場合には、前回提示した医療券/調剤券が引き続き有効かどうかを確認する。有効な場合には、資格確認端末/レセプトコンピュータに格納されている前回提示した医療券/調剤券情報を利用し、有効ではない場合には、資格確認システムから新たな資格情報を取得する。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.6. 医療機関・薬局向けの周知実績

令和4年度の医療機関・薬局（システムベンダ含む）向けの主な周知実績を以下に整理しました。

医療機関等向け周知

主な周知内容

令和4年10月	技術解説書に関する意見共有会の実施	1	技術解説書公開に向けた下準備
令和4年10月	外部インターフェイス仕様書（暫定版）公開		
令和4年12月	技術解説書公開		
令和4年12月	説明会事前アンケートの実施		
令和4年12月	説明会開催	2	医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催
令和5年1月	説明会アーカイブ動画公開		
令和5年2月	外部インターフェイス仕様書（確定版）公開		
令和5年3月～4月	医療扶助のオンライン資格確認の運用開始時期公開（厚生労働省HP）		
令和5年度以降	医療機関等への周知開始	3	医療機関等への周知開始時期の検討



周知ポイント。
… 次頁以降で詳細説明。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.6. 医療機関・薬局向けの周知実績

前頁の続き。

1 技術解説書公開に向けた下準備

背景

- 医療扶助のオンライン資格確認は、基本的に医療保険のオンライン資格確認で実現できている機能を、医療扶助においても拡張するものであるため、既存の医療保険のオンライン資格確認の仕組みを最大限活用する。
- 一方で、医療扶助のオンライン資格確認の独自機能（未委託の情報の資格確認/委託先資格情報の一括照会等）も存在する。

対応

- 医療機関・薬局システムのパッケージソフト改修に係る技術解説書の案を作成し、その資料の内容について医療機関等ベンダと意見交換を行った上で、聴取した意見を技術解説書へ反映し、医療機関等ONS（医療機関等ベンダ向けのポータルサイト）に公開した。

2 医療機関・薬局システムベンダ向け説明会の開催

背景

- 医療機関・薬局システムベンダ向けに、医療扶助のオンライン資格確認の説明会の開催を検討している中で、保険局において訪問業態等のオンライン資格確認の説明会も同時期の開催が検討されていた。

対応

- 医療機関等ベンダにとって説明会参加のメリットとなるよう、訪問業態等と医療扶助のオンライン資格確認に関する説明会を合同で開催し、1回の説明会で訪問業態等及び医療扶助双方の情報が確認できる形式とした。

2. 周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.3.6. 医療機関・薬局向けの周知実績

前頁の続き。

3 医療機関等への周知開始時期の検討

背景

- オンライン資格確認の導入義務化に向けた取組が最優先で進められているところであり、厚生労働省としては、オンライン資格確認の導入義務化を優先する。
- 一方で、医療扶助のオンライン資格確認の導入にあたっては、医療機関・薬局、及びベンダにおいて、十分な対応期間が確保できるように、周知の開始時期を調整する必要がある。

対応

- 令和5年度から医療機関・薬局向けの周知を行う予定である。
- なお、医療機関・薬局ベンダとも、パッケージ適用負荷等を低減する施策を継続して検討している。

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.4.1. 引継書の作成

本業務の成果物一式を令和5年度の業務受託者に引継ぎため、本業務の成果物を纏めた「引継書」を作成しました。

引継書

令和5年3月22日
「医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報等一式」に係る引継書
「医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報等一式」において実施した作業について、令和5年度以降への引継ぎ内容を以下にご報告します。
1. 作業内容及び作業結果等 ※令和4年度報告書をご確認ください
2. 引継事項
① 医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報実施 — 医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報実施について引継ぎを行います。
② 医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報における課題検討結果 — 医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報における課題検討結果について引継ぎを行います。
3. 引継方法 本事業の後継となる事業は、令和5年度に実施される「医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への周知広報及び運用課題検討等一式」と認識しています。令和5年年度の事業者への引継ぎは、本事業の最終報告書を引継ぎ会の代替とさせていただきます。 <引継会（本事業の最終報告会）日程> 令和5年3月22日（水） <内容> 本契約期間中に行った業務の検討内容や決定事項、次年度における主な検討事項等の説明 <説明資料> 最終報告会資料 <参加者> 厚生労働省社会援護局 令和4年度事業者（アクセンチュア株式会社） 令和5年度事業者（アクセンチュア株式会社）
以上

2. 周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.4.2. 引継ぎ対象の成果物

引継ぎ対象とする成果物の一覧は以下の通りです。

成果物の一覧

成果物名
生保オン資_WBS_Ver1.0_20230321
生保オン資_プロジェクト計画書_Ver1.0_20230131
生保オン資_キックオフミーティング議事録_Ver1.0_20220408
生保オン資_中間報告議事録_Ver1.1_20221116
令和4年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG）（第1回）議事録
令和4年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG）（第2回）議事録_Ver1.1
生保オン資_最終報告議事録_Ver1.0_20230322
福祉事務所向け技術解説書（最終版）_Ver1.6
別紙1_用語集（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
別紙2_オンライン資格確認に関する運用等の整理案（医療扶助版）（最終版）_Ver1.5
別紙3_医療保険者等向け中間サーバー等及びオンライン資格確認等システムの全体構成図（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
別紙4_データ連携処理フロー（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
別紙5_加入者情報登録インターフェイス項目一覧（医療扶助版）（最終版）_Ver1.3
別紙6_オンライン資格確認等に係る業務フロー（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
福祉事務所向け手引き_Ver1.5
福祉事務所向けポータルサイト操作マニュアル_Ver1.1

成果物名
データ連携・管理単位_説明会投影資料
ネットワーク接続方式図_説明会投影資料
医療機関コードの10桁化対応_説明会投影資料
健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料（第2版）案
生保オン資_差分表（案）
福祉事務所向け国民配布用パンフレット（第1.0版）
医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料_Ver0.9（案）
別紙1 福祉事務所向け国民配布用リーフレット_DV・虐待等被害者の保護_Ver0.9（案）
別紙2 福祉事務所向け国民配布用リーフレット_健診情報の引継ぎ_Ver0.9（案）
医療扶助のオンライン資格確認化に向けた資格情報等の登録準備について
加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルール一覧_第1.0版
オンライン資格確認等システムに係る医療保険と医療扶助の差分_v1.0
医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書_v1.0
オンライン資格確認等システムに関する運用等に係る検討結果について（医療扶助版）_v1.0
オンライン資格確認等に係る業務フロー（医療扶助版）_v1.1
医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入作業の手引き_1.0

2. 周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.4.2. 引継ぎ対象の成果物

引継ぎ対象とする成果物の一覧は以下の通りです。

成果物の一覧

成果物名
説明会全体資料
周知計画書_Ver1.0
引継書_Ver1.0
生保オン資_キックオフミーティング資料_Ver1.0_20220407
生保オン資_中間報告資料_Ver.1.0_20221104
生保オン資_最終報告会資料_Ver.1.0_20230322
開催要綱
議事次第_第1回目
令和4年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） （第1回）資料
議事次第_第2回目
令和4年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） （第2回）資料
生保オン資_キックオフミーティング資料_Ver1.0_20220407
生保オン資_中間報告資料_Ver.1.0_20221104
令和4年度報告書_Ver1.0

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

本章節「2. 周知広報」に紐づく成果物の一覧を以下に整理しました。

本章節に紐づく成果物の一覧

成果物名
福祉事務所向け技術解説書（最終版）_Ver1.6
別紙1_用語集（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
別紙2_オンライン資格確認に関する運用等の整理案（医療扶助版）（最終版）_Ver1.5
別紙3_医療保険者等向け中間サーバー等及びオンライン資格確認等システムの全体構成図（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
別紙4_データ連携処理フロー（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
別紙5_加入者情報登録インターフェイス項目一覧（医療扶助版）（最終版）_Ver1.3
別紙6_オンライン資格確認等に係る業務フロー（医療扶助版）（最終版）_Ver1.0
福祉事務所向け手引き_Ver1.5
福祉事務所向けポータルサイト操作マニュアル_Ver1.1
データ連携・管理単位_説明会投影資料
ネットワーク接続方式図_説明会投影資料
医療機関コードの10桁化対応_説明会投影資料
健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料（第2版）案
生保オン資_差分表（案）
福祉事務所向け国民配布用パンフレット（第1.0版）

成果物名
医療扶助のオンライン資格確認における情報制御に係る周知資料_Ver0.9（案）
別紙1_福祉事務所向け国民配布用リーフレット_DV・虐待等被害者の保護_Ver0.9（案）
別紙2_福祉事務所向け国民配布用リーフレット_健診情報の引継ぎ_Ver0.9（案）
医療扶助のオンライン資格確認化に向けた資格情報等の登録準備について
加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルール一覧_第1.0版
オンライン資格確認等システムに係る医療保険と医療扶助の差分_v1.0
医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書_v1.0
オンライン資格確認等システムに関する運用等に係る検討結果について（医療扶助版）_v1.0
オンライン資格確認等に係る業務フロー（医療扶助版）_v1.1
医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認等システムの導入作業の手引き_1.0
説明会全体資料
周知計画書_Ver1.0
引継書_Ver1.0

3章：運用課題検討